

運営規定

特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園

(事業目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設する介護福祉施設ウォームヴィラ新庄園(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護福祉士(以下「介護福祉施設介護職員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な施設介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員及び介護福祉施設介護職員は、要介護状態等となった場合においても、その利用者に可能な限り介護福祉施設において、その有する能力に応じ自立した生活を送れるように、入浴、排泄、食事、及びその日常生活全般にわたる援助を行い、QOLの向上を図る。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種及び職種内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 3名以上
- (4) 介護職員 31名以上
- (5) 機能訓練指導員(看護職員兼務) 1名以上
- (6) 事務職員 2名以上
- (7) 医師 1名
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
- (9) 介護支援専門員 1名以上

(入所定員)

第5条 介護福祉施設の定員は、次のとおりとする。

- (1) 定員 104名

(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 施設介護の内容は次の通りとし、施設介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設介護が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率の額とする。

- (1) 入浴、排泄、おむつの取替え、衣類の着脱の介護
- (2) 食事の介護
- (3) 相談等の精神的ケア
- (4) 日常生活上の便宜
- (5) 機能回復訓練(機能回復訓練指導員によるもの)
- (6) 健康管理及び療養上の世話
- (7) 施設サービス計画の作成

- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

2 その他介護保険対象サービスの内容は次の通りとし、料金は重要事項証明書に記載する。

- (1) 理容、美容
- (2) 事務費
- (3) 食費
- (4) おやつ代及び喫茶メニュー代
- (5) 居住費
- (6) レクリエーション及びクラブ活動費
- (7) 日用品費
- (8) 居住費
- (9) 買い物代行
- (10) 外出支援
- (11) その他のサービスは重要事項説明書に記載する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第7条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 面会時間 10:00～17:00
- (2) 外出 外出する際には契約者又は契約者が委任した家族の同伴が必要である。
- (3) 医療機関への受診について 原則として当該職員は同行しない。ただし、必要に応じ利用期間中に身体状況等についての情報は提供するものとする。
- (4) 居室、設備、器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した場合は賠償していただくことがある。
- (5) 喫煙・飲酒・喫煙は決められた場所で行う。飲酒は入居者の心身の状況等により断ることがある。
- (6) 迷惑行為等 騒音等の入居者の迷惑になる行為はしてはならない。
- (7) 所持金の管理 原則として預かることはできない。
- (8) 宗教活動・政治活動 施設内での宗教活動、政治活動はしてはならない。
- (9) 動物の飼育 施設内へのペットの持ち込みは禁止とする。

(非常災害対策)

第8条 非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 非常時の対応: 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園消防計画に基づき、対応を行う。
- (2) 消防との連携: 葛城市消防本部の指導に基づき自衛消防に努める。
- (3) 平常時の訓練: 年2回夜間及び昼間想定避難訓練を実施する。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護福祉施設職員は、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 11 条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第 13 条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月
- (2) 継続研修 年 1 回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 1 月 1 日改正

平成 16 年 10 月 1 日改正

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 7 月 1 日改正 変更後の第 11 条～第 14 条の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

運営規定

ウォームヴィラ新庄園指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規定

(事業目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護福祉士等(以下「介護福祉施設介護職員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定短期入所生活介護員は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように、入浴、排泄、食事、及びその日常生活全般にわたる援助を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ウォームヴィラ新庄園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種及び職種内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名
- (3) 生活指導員 1名以上
- (4) 看護職員、介護職員 6名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

短期入所生活介護員は、指定短期入所生活介護の提供にあたる。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は次の通りとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理

2 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別なサービスやそれに伴う費用又は、法定代理受領サービスに該当しない次のサービスは実費とする。ただし、料金は重要事項証明書に記載する。

- (1) 送迎に要する費用(厚生労働大臣の定める場合を除く。)
- (2) 食料材料費
- (3) 理容、美容
- (4) 日用品費
- (5) その他

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払

いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第6条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用にあたっては契約書及び身元引受書の提出を必要とする。
- (2) 利用中は当法人の規約を遵守する。

(緊急時における対応方法)

第7条 短期入所生活介護員等は、指定短期入所生活介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じなければならない。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奈良県下全域とする。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護規定」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者から苦情に対して、迅速にかつ適切に対応するため、窓口を設置し解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策は次のとおりとする。

- (4) 非常時の対応: 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園消防計画に基づき、対応を行う。
- (5) 消防との連携: 葛城市消防本部の指導に基づき自衛消防に努める。
- (6) 平常時の訓練: 年2回夜間及び昼間想定避難訓練を実施する。
- (7) 管理者権限: 上田麻子
- (8) 防火管理者: 川本修平

(入所定員)

第12条 定員は、次のとおりとする。

(1)定員 16名

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (7) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (8) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第14条 施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第16条 施設は、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1か月

(2) 継続研修 年1回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年1月1日改正

平成16年10月1日改正

平成17年10月1日改正

平成25年8月1日改正

平成28年2月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年7月1日改正

変更後の第14条～第17条の規定は、令和5年7月1日から施行する。

運 営 規 程

ウォームヴィラ新庄園通所介護事業所及び第1号通所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護福祉士等（以下「通所介護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護職員等は、その利用者の可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した生活が遅れるよう日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 事業所の実施に当たっては、関連市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な関連を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所名及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ウォームヴィラ新庄園
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 5名以上
- (5) 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名以上
- (6) 事務職員 非常勤1名以上

(営業日及び営業時間、定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 但し、12月29日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 9:05～17:30 とする。
- (3) 定員 35人
- (4) サービス提供時間 9:30～16:00

(通所介護の内容及び利用料)

第6条 通所介護の内容は次の通りとし、通所介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所のみやすい場所に掲示する。)

- (1) 身体介助
- (2) 入浴介助
- (3) 食事介助
- (4) 機能回復訓練指導

2 第8条の通常事業の実施地域を超えて行う通所介護に要した交通費は、実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域内は介護報酬告示上の額
- (2) 実施地域外は、実施地域を超える地点から片道5km未満については1840円、実施地域を超えるごとに500円ずつ加算する。

(3) 食費 一食 770 円

(4) おむつ代 重要事項説明書参照

(5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、利用者に負担させることが望ましいと認められる費用。(重要事項証明書に記載する。)

3 前号 4 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いを同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第 7 条 看護職員、通所介護職員等は、通所介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第 8 条 通常の事業実施地域は、次の通りとする。

葛城市、御所市、大和高田市、香芝市 橿原市 広陵町 の区域とする。

(非常災害対策)

第 9 条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2. 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 10 条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 11 条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第 13 条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1か月

(2) 継続研修 年1回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年10月30日改正。

平成17年10月1日改正。(第8条(2))

平成20年2月25日改正。(第8条))

平成25年8月1日改正 (第8条)

令和1年10月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年7月1日改正 第11条～14条

運 営 規 程

ウォームヴィラ新庄園指定訪問入浴事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園指定訪問入浴事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「訪問入浴事業職員」という。）が要介護状態又は要支援にある高齢者に対して、適正な指定訪問入浴事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所の看護職員又は訪問入浴従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴援助により利用者の身体の清潔の保持を図る。

2 事業所の実施に当たっては、関連市町村、地域保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 ウォームヴィラ新庄園訪問入浴事業所

(2)所在地 奈良県葛城市平岡 528 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

(1)管理者 1 名

(2)訪問入浴従業者等 看護職員 1 名以上（常勤職員 1 名）

介護職員 2 名以上（常勤職員 2 名）

訪問入浴従業者は、指定訪問入浴事業サービスの提供にあたる。

(3)事務職員 1 名

必要な事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)月曜日～金曜日まで 但し、12 月 29 日～1 月 3 日までは除く。

(2)営業時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時までとする。

(3)電話等により、24 時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問入浴の内容及び利用料)

第 5 条 指定訪問入浴事業の内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

(1)訪問入浴サービス

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または契約者に対して事前に文書で説明し上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第 6 条 訪問入浴従業員等は、訪問入浴を実施中に利用者の病状が急変したり、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、葛城市、大和高田市、御所市、香芝市、広陵町、橿原市、桜井市の区域とする。

第8条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第9条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第10条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月
- (2) 継続研修 年1回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年10月1日改正

平成20年2月25日改正

平成25年8月1日改正

令和1年10月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年7月1日改正 第9条～11条追記

運営規定

ウォームヴィラ新庄園指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業所規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援・指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要支援・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、居宅において生活援助を行うことによって利用者の心身の保持、心身機能の維持を図る。

2 事業の実施に当たっては、関連市町村、地域保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所名及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ウォームヴィラ新庄園
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528

(職員の職種)

第4条

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 但し、12月29日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 9:30～17:00

(居宅支援の内容及び利用料)

第6条 指定居宅支援事業・指定介護予防支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅支援事業・指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

- (1) 居宅介護サービス計画書の作成 介護予防支援は介護予防サービス計画の作成とする。
- (2) 居宅介護相談

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけることとする。

(提供方法)

第7条 指定居宅支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 相談室、利用者宅等
- (2) 使用する介護分析表 MDS-HC CAPS
- (3) サービス担当者会議の開催場所 相談室、利用者宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 2月に1回以上とする。ただし、介護予防支援は6月に1回以上とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 居宅介護従業員等は、利用者に対する指定居宅支援・指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、次の通りとする。

葛城市、香芝市、大和高田市、御所市、橿原市、桜井市、広陵町、高取町、明日香村、大淀町

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第11条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第12条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月
- (2) 継続研修 年1回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 1 月 1 日改正

平成 16 年 10 月 1 日改正

平成 18 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

変更後の第 11 条～第 13 条の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。